賃 貸 借 契 約 書（案）

頭　書

1	賃貸借の名称	浜松市立犬居小学校・春野中学校通学バス車両賃貸借
2	賃貸借の場所	浜松市立犬居小学校（浜松市天竜区春野町堀之内９９３番地の１） 浜松市立春野中学校（浜松市天竜区春野町気田３８０番地の２）
3	賃 貸 借 料	金　　円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
4	賃貸借期間	令和９年８月１日から令和１４年７月３１日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則２７条第１項第３号により免除
6	支払期限等	第５条第３項のとおり（請求日から起算して３０日以内）
7	仕 様 書 等	賃貸借仕様書

賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

賃借人　所　在　地　浜松市中央区元城町１０３番地の２

名　　称　浜松市

代表者　浜松市長　中野　祐介　　㊞

賃貸人　住所又は所在地

氏名又は名称

条　項

（総則）

第１条　賃借人及び賃貸人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　この契約書と仕様書で記載内容に相違があるときは、仕様書の記載内容が優先するものとする。

３　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人及び賃貸人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。

４　賃借人及び賃貸人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

５　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、賃貸人の負担とする。

（賃貸借の成立）

第２条　賃借人と賃貸人は、この契約の定めに従い、賃貸人が所有する賃貸借物件を賃借人に貸し付けて使用及び収益させ、賃借人は、これを借り受ける対価として賃貸借料を支払い、この契約が終了したときにはこれを賃貸人に返還するものとする。

（賃貸借物件）

第３条　賃貸借物件は、仕様書のとおりとする。

（賃貸借の場所）

第４条　賃貸借の場所は、頭書２に記載する場所とする。

（賃貸借料）

第５条　賃貸借料は、頭書３に記載する金額とする。

２　賃貸人は、賃貸借料の請求を月ごとに行い、当該月の翌月以降に賃借人に請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月については、第１６条第２項の検査が終了した後に請求するものとする。

３　賃借人は、賃貸人から前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に賃貸借料を賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第１条第５項の規定にかかわらず、賃借人が負担するものとする。

４　賃貸借期間に１ヶ月未満の端数が生じたときは、その月の賃貸借料は日割計算によって算定するものとする。当該日割計算によって算定した金額に１円未満の端数が生

じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（賃貸借期間）

第６条　賃貸借期間は、頭書４に記載する期間とする。

（賃貸借物件の引き渡し）

第７条　賃貸人は、賃貸借期間の開始日までに、賃貸人の負担にて、賃貸借物件を賃借人の指定する場所に設置し、賃借人が使用できる状態に調整して賃借人に引き渡すものとする。賃貸借期間の最初の日が休日の場合には、その日以後で賃借人が指定する日までに納車するものとする。ただし、不測の事態等により期日までに契約車両の納車が困難となった場合、賃貸人は賃借人と協議のうえ賃貸人の責任において納車までの期間について代替車両を用意する。

（保険等）

第８条　仕様書に定められた諸税、保険料、賃貸借物件の諸整備にかかる費用等は、賃貸人の負担とする。

２　賃貸借物件に付保する任意保険については、賃借人の負担とする。

（賃貸借物件の管理）

第９条　賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

（消耗品）

第１０条　賃貸借物件に使用する消耗品は、賃貸借物件の規格に合致したものとする。

２　賃借人が、前項に規定する消耗品以外のものを使用したことにより生じた賃貸借物件の故障等については、賃借人の責任とする。

（原状変更）

第１１条　賃借人は、賃貸借の場所を変更するとき、賃貸借物件に他の附属物を追加するとき、賃貸借物件を改造するときその他賃貸借物件の原状を変更するときは、あらかじめ賃貸人に承認を得るものとする。

２　前項の場合における費用は、賃借人が負担する。

（故障・滅失）

第１２条　賃借人は、賃貸借期間中に賃貸借物件が故障（正常に機能しない状態にあるが、経済的合理性がある修理を行うことで正常な機能を回復できる状態をいう。以下同じ。）又は滅失（無くなること、又は修理により正常な機能を回復させることが不可能若しくは経済的に無意味な状態となることをいう。以下同じ。）したときは、速やかに賃貸人に連絡するものとする。

２　賃貸人は、前項の連絡を受けたときは、速やかに賃貸借物件の状態を確認する。

（故障への対応）

第１３条　賃貸借期間中に賃貸借物件が故障したときは、賃貸人または賃借人は速やかに修理する。

２　故障が暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用の負担について、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

３　故障が天災等を除く賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用は、賃借人が負担する。

４　故障が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、修理費用は、賃貸人が負担する。

５　前項の場合においては、当該賃貸借物件が故障した日から修理が完了する日までの期間の賃貸借料を減額する。ただし、賃貸人が賃借人に対し、賃貸人の負担において当該賃貸借物件と同等の物件を代替品として提供したときは、この限りでない。

６　故障が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該故障により賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。

７　前項の損害に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

（滅失への対応）

第１４条　賃貸借期間中に賃貸借物件の全部が滅失した場合は、第３項の規定により代替品を提供するときを除き、この契約は終了する。

２　滅失が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、滅失した日から賃貸借期間の末日までの賃貸借料相当額の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

３　滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、滅失した賃貸借物件と同等の物件を代替品として賃貸人の負担で提供する。この場合において、当該賃貸借物件が滅失した日から代替品を提供した日までの期間の賃貸借料を減額する。

４　滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該滅失より賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。

５　前項の損害に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

（一部滅失の場合の対応）

第１５条　賃貸借期間中に賃貸借物件の一部が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由により滅失した場合において残存する部分のみでは賃借人がこの契約を締結した目的を達成することができないときは、賃借人は、この契約を解除することができる。

２　前項の場合において賃借人がこの契約を解除したときは、前条第２項の規定を準用する。
３　第１項の場合において賃借人がこの契約を解除しないときは、一部滅失した日から賃貸借期間満了日までの期間の賃貸借料の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。
４　一部滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第３項の規定を準用する。
５　一部滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第４項及び第５項の規定を準用する。

（賃貸借完了報告及び検査）

第１６条　賃貸人は、賃貸借期間が満了したときは、直ちに賃貸借完了報告書を賃借人に提出しなければならない。
２　賃借人は、前項の賃貸借完了報告書を受理したときは、直ちに検査をしなければならない。

（賃貸借物件の返還）

第１７条　賃借人は、賃貸借期間が満了したとき又はこの契約を解除したときは、賃貸人に連絡するものとする。
２　賃貸人は、前項の連絡があったときは、直ちに賃貸借物件を引き取るものとし、これに要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

（催告による解除）

第１８条　賃借人は、賃貸人がその債務を履行しない場合において、賃貸人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
２　賃貸人は、賃借人がその債務を履行しない場合において、賃借人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（賃借人の催告によらない解除）

第１９条　賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　債務の全部の履行が不能であるとき。
(2)　賃貸人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
(4)　この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行を

しなければこの契約の目的を達することができない場合において、賃貸人がこの履行しないでその時期を経過したとき。

(5)　第１号から前号までに掲げる場合のほか、賃貸人が債務を履行せず、賃借人が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　賃貸人が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア　賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第７４号）による改正前の刑法第９６条の３（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第８条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(7)　前項に定めるものを除くほか、賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8)　賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(9)　第１８条第２項の規定によらないで、賃貸人がこの契約の解除を申し出たとき。
(10)　賃貸人について、破産手続開始が決定されたとき。
(11)　賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（賃貸人が個人であるときはその者を、賃貸人が法人であるときはその役員その他常時賃貸借契約を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。
(12)　賃貸人が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は賃貸人の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(13)　賃貸人が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
２　賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。
(1)　債務の一部の履行が不能であるとき。
(2)　賃貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（違約金）

第２０条　賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借料の１００分の１０に

相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

(1)　第１８条第１項又は第１９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　賃貸人が債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によってこの契約が履行不能となったとき。

(3)　賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4)　賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5)　賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

（独占禁止法違反等があった場合の違約金）

第２１条　賃貸人は、第１９条第１項第６号に該当したときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、賃貸借料の１００分の２０に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

２　前項の規定は、賃貸借期間の満了後においても適用する。

（賃貸人に履行遅滞があった場合の遅延損害金）

第２２条　賃貸人は、賃貸人の責めに帰すべき事由により履行遅滞があったときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前２条の違約金とは別に、遅延損害金を賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

２　前項に規定する遅延損害金の額は、賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

（違約金等の計算基礎とする賃貸借料）

第２３条　前３条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする賃貸借料は、次表に基づき賃借人が定めるものとする。

(1)　総価契約の場合	賃貸借料の総額
(2)　単価契約の場合（複数単価契約の場合を除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3)　複数単価契約の場合	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4)　長期継続契約の場合	月額の賃貸借料に賃貸借期間の月数を乗じて得た額、又は年額の賃貸借料に賃貸借期間の年数を乗じて得た額
(5)　賃貸借料に変更があった場合	変更後の賃貸借料

（損害賠償請求権）

第２４条　賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　第１８条第１項又は第１９条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約に適合した履行をしないとき又はこの契約に適合した履行が不能であるとき。

２　賃借人は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を賃貸人に請求することができる。

３　賃貸人は、第１８条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れた場合の遅延損害金）

第２５条　賃借人は、賃貸人が違約金等又は前条第１項に規定する損害賠償金を賃借人が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を賃貸人に請求することができる。

２　前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（賃借料の支払いが遅れた場合の遅延損害金）

第２６条　賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を賃借人に請求することができる。

２　前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２７条　賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第２８条　賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（暴力団の排除のための協力）

第２９条　賃貸人は、この契約の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

２　賃貸人は、この契約に関する委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係るこの契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたとき

は、賃貸人を通じて賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（規則の遵守）

第３０条　賃貸人は、この契約の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）を遵守しなければならない。

（温室効果ガスの削減）

第３１条　賃貸人は、この契約の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

（雑則）

第３２条　この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

２　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

３　この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

４　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

５　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

６　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第３３条　この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

浜松市立犬居小学校・春野中学校通学バス車両賃貸借仕様書

1. 基礎情報	名　　称	・乗合自動車
	駆　　動	・２WD
	変　速　機	・ＡＴまたはＡＭＴ
	使 用 燃 料	・軽油
	扉　仕　様	・折戸・オート
	乗 車 定 員	・２９人(運転手含む)
	車 両 塗 装 色	・標準色のうち協議の上決定
	シ ー ト 表 皮	・標準仕様
2. 環境仕様	排出ガス規制 燃 料 基 準	・環境・燃費を考慮した車両であること。
3. 仕様･付属品		・パワーステアリング ・エアコン（急速暖房機能付）またはクーラー・ヒーターエアコン（急速暖房機能付） ・ＡＭ/ＦＭラジオ ・大型時計（デジタルまたはアナログ） ・後方確認カメラ(後方を十分確認することができるサイズ（モニターサイズ（７インチ程度））であること、ナビ一体型の場合はテレビ視聴機能なし） ・リアウインドウ熱線 ・フロアマット（運転席・助手席） ・サイドアンダーミラーまたは左前部を確認できるモニター ・サイドバイザー ・スタッドレスタイヤ及びスチールホイールセット ・遮熱ガラスまたはフィルム(左右・後方　フィルムの場合は可視光線透過率 45%程度) ・ドライブレコーダー（前後２カメラ、メーカー株式会社ＪＶＣケンウッド品番：ＤＲＶ－ＭＲ４８０又は同等品以上） ・スペアタイヤ ・三角停止板 ・衝突被害軽減ブレーキ
4. 車両表示		・車両後部両側面に黒色で「**浜松市**」の文字を記載。 ※ 文字サイズは別途協議 ・道路運送車両の保安基準に基づき、車両の前後及び両側面に「**スクールバス**」の表示をすること。
5. 賃貸借料に含む費用		※以下の費用について、賃貸借期間分全て含む。 ①登録納車費用　②環境性能割　③自動車重量税 ④自賠責保険料　⑤自動車税　　⑥リサイクル料
6. リース内容	リース期間	・令和９年８月１日から令和１４年７月３１日(60ヶ月)
	台　　数	・１台
	リース方式	・ファイナンス
	月間走行距離	・約１，２００㎞

	残 価 清 算	・しない
7. 車両の引き渡し		・賃貸借物件が新規登録車両の場合は、賃貸借契約書第７条の規定に関わらず、賃貸人は、賃貸人の負担にて、賃貸借期間の初日（同日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年１２月２０日浜松市条例第７６号）に規定する市の休日に当たるときはその翌開庁日とする。）に新規登録を行い、賃借人が指定する引き渡し日までに、賃貸借物件を賃借人の指定する場所に設置し、賃借人が使用できる状態に調整して賃借人に引き渡すものとする。
		・賃借人が指定する引き渡し日：令和９年８月６日（金）
		・賃借人が指定する引き渡し場所：春野支所 （浜松市天竜区春野町宮川１４６７番地の２）
8. その他		